

教 育 委 員 会 規 則 番 号	教育委員会規則名	公布年月日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 2 号	さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	令和6年10月25日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 3 号	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年12月27日

さいたま市教育委員会規則第12号

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会公印規則（平成１３年さいたま市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公印の使用) 第10条 〔略〕 2～3 〔略〕 <u>4 公印を使用したときは、使用した日、使用した所属名、使用した文書名その他の教育総務課長が必要と認める事項を記録しなければならない。ただし、記録しないことについてやむを得ない理由があると教育総務課長が認めるものは、この限りでない。</u> <u>5</u> 〔略〕	(公印の使用) 第10条 〔略〕 2～3 〔略〕 <u>4</u> 〔略〕

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第 13 号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
第 1 条　さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 29 年さいたま市教育委員会規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） 第 24 条　成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。 (1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員 ア　定年前三任用短時間勤務教職員（条例の適用を受ける定年前三任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の教職員 <u>100 分の 112.5</u>（条例第 25 条において読み替えて準用する職員給与条例第 27 条第 2 項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあつては、<u>100 分の 132.5</u>） イ　定年前三任用短時間勤務教職員 <u>100 分の 51.25</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100 分の 61.25</u>） (2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員 ア　定年前三任用短時間勤務教職員以外の教職員 <u>100 分の 107.5</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100 分の 137.5</u>） イ　定年前三任用短時間勤務教職員 <u>100 分の 51.25</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100 分の 61.25</u>）	（勤勉手当の成績率） 第 24 条　成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。 (1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員 ア　定年前三任用短時間勤務教職員（条例の適用を受ける定年前三任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の教職員 <u>100 分の 107.5</u>（条例第 25 条において読み替えて準用する職員給与条例第 27 条第 2 項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあつては、<u>100 分の 127.5</u>） イ　定年前三任用短時間勤務教職員 <u>100 分の 48.75</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100 分の 58.75</u>） (2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員 ア　定年前三任用短時間勤務教職員以外の教職員 <u>100 分の 102.5</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100 分の 132.5</u>） イ　定年前三任用短時間勤務教職員 <u>100 分の 48.75</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100 分の 58.75</u>）

第 2 条　さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率) 第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。 (1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員 ア 定年前再任用短時間勤務教職員（条例の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の教職員 <u>100分の110</u>（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあつては、<u>100分の130</u>） イ 定年前再任用短時間勤務教職員 <u>100分の50</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100分の60</u>） (2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員 ア 定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員 <u>100分の105</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100分の135</u>） イ 定年前再任用短時間勤務教職員 <u>100分の50</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100分の60</u>）	(勤勉手当の成績率) 第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。 (1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員 ア 定年前再任用短時間勤務教職員（条例の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の教職員 <u>100分の112.5</u>（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあつては、<u>100分の132.5</u>） イ 定年前再任用短時間勤務教職員 <u>100分の51.25</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100分の61.25</u>） (2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員 ア 定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員 <u>100分の107.5</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100分の137.5</u>） イ 定年前再任用短時間勤務教職員 <u>100分の51.25</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条の規定は、令和6年12月1日から適用する。